第526号

主な記事

・新聞やニュースで報道（1面）
・総会で役員新体制に　（1面）
・保険証の資格確認について要請（2面）
・社保だより　（4面）

岩手県保険医新聞

発行所
岩手県保険医協会
〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15－19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人　南部淑文
https://www.i-hoken-i.org
購読料　年2,400円（〒別）
会員の購読料は会費に含まれています。

新聞やニュースで大きく報道

緊急アンケート結果

新聞社の取材を受ける畠山事務局長（右）

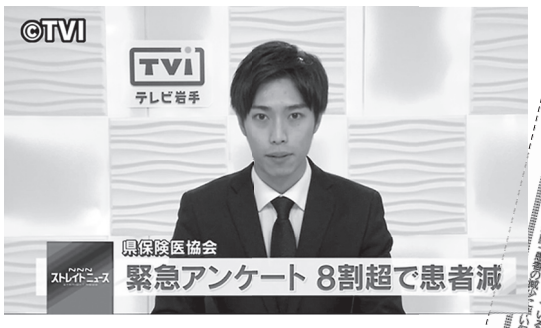

新型コロナ、県保険医協会調査

開業医80%超 患者減

感染恐れ通院控える

減収続けば医療崩壊も

岩手日報

当会は、5月1日、FAX登録会員を対象に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する緊急アンケート」を行い、多くの回答が寄せられ、医科・歯科ともに患者減やマスク不足などが明らかとなりました。（6月号に詳細掲載）

アンケート結果をプレスリリースしたところ、5月23日に岩手日報はじめ、県内各報道機関等で、「開業医8割以上が患者減」などと報道されました。

結果を受けて当会では、6月2日、岩手県知事に「すべての医療機関に対する給付金等の支援策を求める要請書」を送付しました。

6月11日、臨時県議会が行われ、医療従事者への慰労金や感染対策への補正予算が成立し、国から明確な支給要件等が出た際、速やかに支給することが確認されました。

要請項目

一、県内のすべての医療機関に対し、給付金等による支援を行ってください。
一、地域医療を守るため、医療機関が経営破綻を起こさないよう、助成等の拡充を国に求めてください。
一、医療機関への衛生用品、防護用品の安定供給及び価格高騰の抑制に対する施策を講じてください。
一、市町村が医科歯科医療機関への経済的支援を行うことに対して、県として市町村に財政支援などを行ってください。

緊急アンケートで寄せられた行政への要請、協会への要望等

医科

・発熱患者への対応と、定期受診の患者への対応を両立することがとても大変です。元々、1日70～80人診療しているので、流行期に安全に対応できるか心配です。コロナ患者を診察した後の風評被害が全国的に見られる中で、どう対応すべきか悩みます。医療過疎地域での患者発生はすぐに医療崩壊となるのではと危惧しています。(内科)
・4月は2か月以上の長期処方希望者多く、5月以降、受診者減少があるかと思います。(内科)
・発熱のため、保健所に連絡したら、土曜日のため担当者がいないので対応できないと言われたと受診した患者がいた。対応体制をきちんとしてほしい。(内科系)
・とにかく感染防止用具の十分な確保を早急に準備してほしい。また、検査では、血液や唾液で行えるキットを準備してほしい。さらにアビガン使用の体制を早急に整えてほしい。(内科)
・検査を制限せざるを得ない状況にあり、もう少し自由に検査できる態勢が早くほしい。(内科)

歯科

・国は、医療業界の経営が厳しいことをわかってほしい。特別な助成金を予算化してほしい。
・マスク、消毒剤、グローブ等の価格が高すぎる。コロナ前の6倍。
・広島の歯科医師会のHPの県民の皆様へのお願い文章は、県民だけでなく、歯科医療に携わる者にとっても心強いものです。口腔ケアの大切さをもっと大きく取り上げてほしい。感染防止のための様々な物や機械などは、とても大切なのに全て持ち出しなので、サポートがほしい。
・不要不急の診療は控えていただきたいが、その反面、収入減につながるため、経営が困難になり、資金繰りが難しくなっていくように思える。

役員新体制に

総会開催

6月21日(日)、盛岡のエスポワールいわてにて第43回定期総会を行いました。新型コロナウイルス感染症対策のため、記念講演と懇親会は行わず、例年、記念講演を行っているホールで間隔を空けての開催となりました。

議長に菅原克郎先生が選出され、2019年度活動報告、決算報告、会計監査報告が承認されました。

あいさつする南部会長

その後、役員選挙が行われ、第21期役員が決定しました。新役員を代表して南部淑文会長が「思えば、宿命に遊んで会長職を引き受け、使命に生きんとしてその職務を行ってまいりました。～中略～『夢は人生のためにあるのではなく、人生のために夢はある』とのことです。より良い医療は万人の望むことであり、それを実現しようとする手法は千差万別です。私たちは、保険医協会という場を得てより良い医療という夢の実現のために、人生の一部を割く決意であることを、本日の総会にあたり、会員の皆さまに表明致します」とあいさつしました。

2020年度活動計画、予算も拍手で承認されました。

鍼（はり）のひびき

post corona の世界を視野に

産業革命、明治維新等歴史には幾つか大きな転換点がある。どれが歴史的に大きな出来事だったのかは後世の方々が判定することではあるが、今回のcorona crisisも歴史的には大きな出来事として残るであろう。

中国の武漢市に始まり、感染拡大阻止のため多くの国が大都市のロックダウンを行った。これにより現在各国で第一波は終息に向かい、第二波に備えている状況である。都市封鎖により飲食店や旅行業は大打撃を受け、製造業も多くが操業停止に到るなど経済に与えた打撃は大きい。

また、コロナはマスク、アルコール消毒関連資材等多くの物が市場から枯渇して、さらにはミシンやWEBカメラ等の需要が増加した。昔と大きく異なるのは今は鮮明な動画をディレイ無くやりとりできることである。医療の分野ではオンライン診療が広がりつつある。

現状のオンライン診療は医療者側にとっては手間はむしろ対面診療以上にかかり、点数は対面診療の70％程度でメリットはほとんど無い。ただし、患者さんからすると支払う医療費が安くなるだけで無く、タクシー代や通院にかかる時間も節約でき、広い県土の岩手県では特にメリットは大きい。

WEB飲み会という新たな形態も出現したが、情報通信機器の進化に伴う変化に医療者もついていく必要があろう。（田村）

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

保険証の資格確認について要請

新型コロナウイルス感染を避けるため、電話再診が増えています。厚労省は、臨時特例的に電話初診も認め、ポスターなどで周知を図っていますが、医療機関から電話での保険証資格確認に不安の声が寄せられています。

以前から保険証資格喪失後の受診に伴うレセプトについては、保険医療機関で被保険者証を確認したにも関わらず返戻されてしまうケースが問題となっていましたが、2013年に国会で取り上げられたことで、保険医療機関で被保険者証の確認を行っていれば、レセプト返戻に応じる必要がないことが明確となりました。

しかし、今回の特例で、資格喪失だけでなく、なりすまし等の問題点も指摘されています。

当会では、4月23日、厚生労働省に「新型コロナウイルス感染への電話等再診による処方せん等発行対応に伴う資格確認に関する要請書」を送付しました。

新型コロナウイルス感染への電話等再診による処方せん等
発行対応に伴う資格確認に関する要請書

拝啓　日頃の国民医療発展のご尽力に対し敬意を表します。

当協会は、岩手県内の医師及び歯科医師で構成する団体です。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話や情報通信機器を用いた診療により、FAX等による処方箋情報の送付または処方等の対応が必要なケースの取扱いについて2月28日及び3月2日、さらに3月12日に厚労省保険局医療課より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2)」「同（その3)」「同（その5)」で、その扱いについて示されました。

マスコミの報道もあり、患者より新型コロナウイルス感染を心配して電話等再診による処方せん等発行を求める事例が増えており、医療機関からは電話のため被保険者証の資格確認ができないのでどのようにしたらよいか、また口頭で確認しても資格が切れていた場合の保険請求が認められないので、安易に対応できないとの心配が寄せられております。つきましては、緊急に下記を要望いたします。　敬具

記

1．電話等再診での診療によりFAX等による処方箋情報の送付または処方箋の対応をした場合の保険請求に関して、被保険者証の資格が切れていた場合、医療機関側に負担が生じない方策を事前に講じて下さい。

難病患者への支援の充実を
岩手県難病連と懇談

懇談のようす

当協会医療運動部は2月27日(木)、盛岡市内で一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会（難病連）との懇談を行いました。難病連より矢羽々京子副代表が、当協会は黒田康之部長はじめ6名が出席しました。

矢羽々副代表より、難病連が毎年、県に対して要請と懇談を行っていることが紹介されました。昨年の要請では、難病専門医の養成や遠方の医療機関受診の際の交通費補助、医療費助成制度の拡充、医療費助成の申請の手続き簡素化などを要請したことが紹介されました。また、難病患者及びその家族がおかれている実状についても具体例を交えながら訴えられました。

当協会では、診断書料の助成を行政に求める取り組みなどを紹介しました。

医療費助成の申請に関して矢羽々副代表より、申請書類が多く煩雑であり、また体調の良い日を選んで申請せざるを得ない実情などが述べられました。また、2017年の制度改定で、軽症と認定され助成の対象外となった方は、患者会から聞き取りした限りほとんどいなかったが、実際は2割の方が助成から外れたので患者会に入っていない方が対象外となったのではないかと述べられました。

この他、次の課題なども意見交換されました。

・難病の専門医が少なく遠方の医療機関に通うため交通費がかかる。
・難病患者は就労のハードルが高い。
・疾病だけではなく生活全体をサポートする必要がある。
・医師を講師に勉強会をしている患者会もあるが、勉強会に集まれない人たちもいるのでそこが課題。
・難病の方の身近な存在になるのが地域の保健師だが、保健師も余裕がなく難病の方に寄り添う事が難しい。
・難病相談支援センターの事業は県から委託されており3名の相談員で行っているが、手が届いていない部分がある。

医療要否意見書の負担軽減を要望

生活保護法指定医療機関は、生活保護の医療扶助受給者の医療要否意見書を無償で交付しています。近年、生活保護受給者が増え、書類作成に時間がかかり、文書料は請求できないのか、切手代等も負担なのは納得できないなどの声が寄せられています。

文書料は、指定医療機関医療担当規程によって無償交付が定められているため、文書作成にかかる業務が医療機関の負担であっても費用は請求できません。しかし、郵送料について、厚労省援護局保健課は平成29年3月3日に開催した生活保護関係係長会議で「医療要否意見書等の郵送料は無償の範囲に含まれない」との見解を示しています。

また、昨年9月から10月にかけて開催されている同省・生活保護担当指導職員ブロック会議でも、指定医療機関との関係について「指定医療機関医療担当規程の趣旨を超えて、過度な事務負担を一方的に求めることは適切ではないので、円滑な医療扶助の提供に当たっては、地域の指定医療機関と適切に協議したうえ、実施するよう留意されたい」と再度の通知がありました。

東京や神奈川、京都、長崎、新潟、鳥取等の自治体では、国の見解に沿って行政側が返信用封筒を同封するなどの対応をしています。

そこで当会では、5月19日、岩手県知事宛てに「生活保護法における医療要否意見書提出時の負担軽減に関する要望書」を提出しました。県の担当者からは、趣旨は市町村に伝えると報告がありました。

要望項目

医療要否意見書の用紙を医療機関に郵送する際は、宛名記入済みの返信用封筒または着払いの宛名記入済み宅配便発送伝票を同封し、返送にかかる費用は福祉事務所が負担して下さい

お家で気軽に体操②（全5回）

ストレッチ体操　～下半身～

伸ばす筋肉の力を抜いて約5秒間ゆっくり伸ばし、ゆっくり戻す動作を5～10回繰り返します。伸ばし過ぎると筋を痛める場合がありますので、痛みや違和感のない範囲で伸ばしてください。

① 太もも前

効果　腰痛予防

① 背もたれを持ってイスに座り、外側の足を持つ。
② 息を吐きながら足をゆっくりお尻の方へ引いて5秒キープする。

② 股関節

効果　腰痛予防

① イスなどを保持してバランスをとり、脚を前後に開く。
② 息を吐きながら腰を前に移動させ5秒キープする。

県内でこどもの医療費助成
33自治体のうち22自治体で高卒まで助成

県内各自治体で子どもの医療費について、助成の拡充が進められています。《表1》が現在の助成状況で、中学生まで対象としている自治体が11、高校生まで対象としている自治体が22と着実に広がりを見せています。

対象者だけでなく、所得制限や自己負担をなくす自治体も増えており、16自治体が対象者すべての子どもが無料で医療を受けられるようにしています。

来年4月には26自治体が高卒まで助成

今年8月には、大船渡市が所得制限をなくします。今まで対象年齢となっていても、所得制限で助成を受けられなかった1170人が8月からは助成を受けられるようになります（申請が必要）。久慈市では3歳未満の所得制限を撤廃、釜石市では就学前児童の自己負担をなくします。二戸市と大槌町では、高校生まで対象を拡大します。10月には釜石市でも高校生まで対象者を拡大、来年4月からは八幡平市で高校生まで対象を拡大し、県内では26市町村が高卒までとなり、7市町のみが中卒までとなります。

平成30年度に県が行った「岩手県子どもの生活実態調査」の結果（表2～4）、収入が中央値より低い世帯では、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、収入が中央値の1／2未満の世帯と就学援助世帯では、2割以上が医療費の支払いが困難なことを理由に挙げています。

子どもの医療費助成が拡充し、親が仕事をする時間を減らしても生活できる安定した賃金が得られ、休むことが許される社会になることが求められています。

《表1》県内市町村 子どもの医療費 助成状況　(2020. 6.30時点)

対象年齢	入院	通院
	数	市町村名
未就学	－	
小学生	－	
中学生	11	盛岡市・宮古市・久慈市＊・遠野市＊・釜石市＊・二戸市＊・八幡平市・滝沢市＊・紫波町・大槌町・岩泉町
高校生	22	奥州市・花巻市＊・北上市＊・一関市・陸前高田市・大船渡市＊・雫石町・葛巻町・岩手町・矢巾町・西和賀町・金ケ崎町・平泉町・住田町・山田町・軽米町・洋野町・一戸町＊・田野畑村・普代村・野田村・九戸村

＊…所得制限あり、下線…一部自己負担あり

【表の見方】＊、____（下線）がない市町村が医療費を全て無料とし、子育て政策に力を入れている自治体（県内では宮古市、一関市、陸前高田市、八幡平市、雫石町、葛巻町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村の16市町村）

「岩手県子どもの生活実態調査」（平成30年度実施）

《表2》収入階層ごとの世帯構成

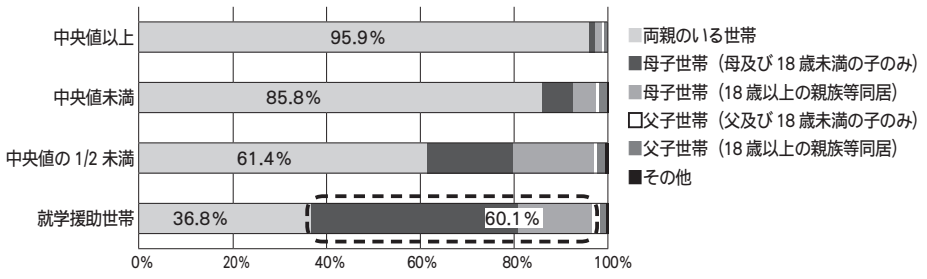

中央値以上の世帯では9割以上が「両親のいる世帯」であるのに対し、就学援助世帯では「母子世帯」が（「母及び18歳未満の子のみ」、「18歳以上の親族等同居」合わせて）6割を占めています。

※1　岩手県子どもの生活実態調査：「岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）」の策定に当たり、子どもの生活実態を把握し、具体的な施策の検討を行うため、小学5年生、中学2年生の全ての児童生徒及びその保護者41,176人、就学援助世帯の全ての保護者7,748人を対象に、平成30年8月に実施した。

※2　収入階層の区分：平成29年の世帯年収（税込）を、世帯員数の平方根で除して得た値により、中央値以上、中央値未満及び中央値の1/2未満の3つに区分し、これに就学援助世帯を加えた4階層に分類した。

《表3》医療機関への受診

【過去1年間に医療機関で子どもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあるか】

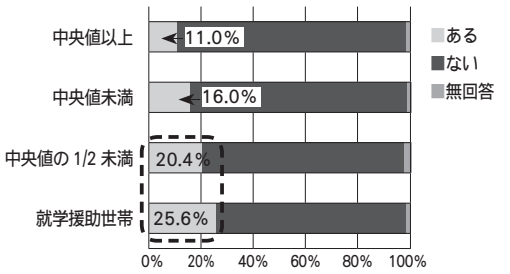

《表4》【医療機関を受診させなかった理由】

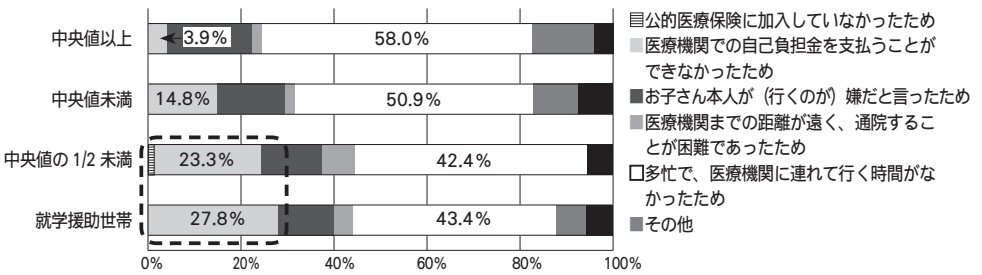

収入が低い階層では、経済的な理由により子どもを医療機関に受診させなかったことがある割合が高くなっています。

いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）より

食費切り詰め通院
東日本大震災被災者　医療費窓口負担アンケートより

現在、岩手県内の国保と後期高齢者医療制度の被災者の方の医療費窓口負担が無料となっていますが、無料の期限が本年12月末までとなっております。

当会では、10回目となる標記のアンケートを行い、7月1日現在、2,156通の回答を得ています。会員の先生方のご協力、誠にありがとうございました。

今回は、アンケートに寄せられた声を一部ご紹介いたします。

コロナで無職に

新型コロナウイルス感染症の影響で無職となったり、仕事が減り、収入が不安定となる中、今後の生活に不安を抱える方も多く、毎年、このアンケートが来ると、来年は大丈夫だろうかと思ってしまうと答えた方もいらっしゃいました。

年金だけでは足りず借金も

年金生活の方の多くが、少ない額のため生活だけで精一杯、それでも足りず借金をして返済しているという方も。食費を切り詰め、あまり良い物を食べていないという方や、免除が打ち切られた時のことを考え、定期的に通院せず、苦しい時だけ通院するという方もおり、それが原因で体を壊す恐れもあるのではと感じられました。

国民年金を満額もらっていても足りずに働き、収入が増えると家賃も増えるというジレンマ。根本的に年金額が少ないという問題があり、これは被災者の方だけでなく、国民年金受給者全員に言えることであり、受診抑制が働いていると考えられます。

薬を持たすため、数日おきに飲む方も

被災された方でも社保の方は負担があります。仕事を休んで病院に行き3割負担があるため、通院回数を半分以下にしているという方や国保、社保加入に関係なく被災者全て平等であってほしい、国保の方は免除されててうらやましい、社保はすぐ免除が打ち切られたが病気だからいつも通り通院しているという声もありました。

薬代が高く、通院を減らすため、糖尿病の毎日の薬を3日おきに飲んだり、血圧の薬を1日おきに飲んでいる方もいらっしゃいます。

また、生活は厳しい。生活保護の人より収入がない。免除がなくなれば病院に行けない、無理して働いているという記述もあり、負担が発生すると今よりもさらに受診抑制が進む可能性があります。

社保だより

★点数Q&A★

－請求等のご質問について調べてお答えしております－

医科

初・再診

Q　医師会からの「改定診療報酬点数表参考資料」の機能強化加算に係る院内掲示例の4項目目には「日本医師会かかりつけ医機能研修制度応用研修会を終了しています」とあるが、算定要件となっているのか。

A　算定要件等には研修を受けることなどは示されていません。（以上、当協会調べ）。

4項目目は特に例示する必要はありません。（以上、県医師会担当者より）

医学管理

Q　特定薬剤治療管理料1について、不整脈用剤を処方している患者の血中濃度を測定し50／100で算定しているが、別の不整脈用剤に変更した場合は、変更後3カ月目までは470点で算定可能か。それとも引き続き50／100になるのか。

A　対象となる疾病（対象となる薬剤群）ごとの算定になります。個々の銘柄、規格を変更した場合であっても新たに算定できないとされています。（国保連より）

在宅医療

Q　在宅自己注射指導管理料について、他院で糖尿病治療を受けていた患者が紹介され当院で管理することになった。この場合、当院で「2回以上の教育」の必要はあるのか。また、導入初期加算は算定可能か。

A　前医で「在宅自己注射の導入前の教育指導」を終えているので、新たに「2回以上の教育」の必要はないと解されます。この場合、レセプト摘要欄へのコメント記載が必要です。導入初期加算については、前医からの通算となりますので算定は不可と考えられます。

検査

Q　尿流測定について、病名を「過活動膀胱」で請求したところ支払基金より減点されるようになったがなぜか。適用病名になっているはずだが。

A　確かに適用疾患ですが減点したケースがありました。復活になるので再請求して下さい。（支払基金より）

外泊中の入院料

Q　当院に入院中の患者が外泊期間中に当院に来てリハビリを行った場合、入院料は減額せず、通常の入院料で算定可能か。

A　外泊の入院料は丸一日病院にいない場合に算定し、少しでも医療機関にいる時間がある場合はそれに該当せず、通常の入院料で算定します。（国保連より）

特定入院料

Q　回復期リハビリテーション病棟入院料について、例えば、1月10日に脳内出血、その後に回復期リハ病棟に入院。2月10日に同部位の脳内出血を起こす。引き続き、回復期リハ病棟に入院。このとき、同部位の再度の疾患であっても、算定日数上限の起算日は、2月10日にリセットされるのか。

また、脳内出血以外の、例えば骨折など同部位の再度の疾患の場合も、再発の時が起算日になるのか。

A　「回復期リハビリテーション病棟入院料を算定中に、新たに厚生労働大臣が定める回復期リハを要する状態に規定された疾患が発症した場合の起算日は、当該疾患の発症日を起算日として算定可能とする」とのQ&A（以上国保連より）が示されているので、同部位の同疾患であってもリセットされると考えられます。

届出

Q　糖尿病合併症管理料の看護師の名義を変更したいが、変更届けなどは必要か。

A　看護師の名義についての変更届け出は必要ありません。（東北厚生局岩手事務所より）

味処 ㉖⑥

海の幸 ふるまいセンター

大船渡市

ホタテ定食（980円）

店は、東日本大震災で被災した大船渡の復興の象徴の一つ「キャッセン大船渡」の近くにあります。

今年4月にリニューアルしたばかりで、フレッシュな感じが心地よいです。メニューは海鮮ものが中心で、テーブルには焼き網が備え付けられており、ホタテやカキなどを焼きながら食べることができます。

今回はホタテ定食（980円）を注文。せっかくなので、ホタテは刺身と焼きで味わってみることにしました。刺身は甘みと歯ごたえがしっかりあり、幸せな気分になりました。また、ハーフバイキング形式なので、ごはんとみそ汁、生わかめ、刻みめかぶ、わかめの茎の佃煮は食べ放題です。さんまフライ、アジフライ、カキフライはそれぞれ100円でトッピングできます。

他には、海鮮丼、さんま刺身定食、カキ定食などもあります。大船渡を訪れた際は、ぜひ寄ってみたい食堂です。

大船渡市大船渡町字笹崎3－6
TEL 0192－22－8310
営業時間 11：00～18：30
定休日：水曜日

常任理事会だより 4月

【日時】2020年4月14日(火) 19：30～20：38
【場所】盛岡フコク生命ビル会議室
【出席者】役員、事務局併せて13名

1、2020年3月期活動報告並びに2020年4～5月期活動計画が承認された
2、新型コロナウイルスによる当面の対応について承認された
3、保団連専門部員の推薦について承認された
4、庶務財政部からの提案について承認された

常任理事会だより 5月

【日時】2020年5月19日(火) 19：30～20：50
【場所】盛岡フコク生命ビル会議室
【出席者】役員、事務局併せて13名

1、2020年4月期活動報告並びに2020年5～6月期活動計画が承認された
2、2019年度決算見込報告及び2020年度予算案について承認された
3、2019年度東北グループ保険配当金還付について報告された
4、新型コロナウイルスによる当面の対応について、前月と同様とすることが承認された
5、東北ブロックにおける会議等の開催について確認された

休業保障共済保険にご加入の先生へ

休業保障共済保険は疾病や傷害で、6日以上連続して休業された場合に、6日目以降の休業日数について給付されます。

新型コロナウイルス感染症については、加入者が新型コロナウイルスに感染した、または感染疑いがあるなど第三者の医師が判断し、休業を必要と認めた場合は給付の対象となります。

6日以上連続してお休みされる際は事務局までご連絡ください（019－651－7341）。必要書類をお送りいたします。

入院・自宅とも給付金が支払われますが、休業開始日から3年で給付金申請の権利が失効しますのでご注意ください。

2020年3月～5月度
休業保障共済保険給付実績

	給付日数		給付金額
	入　院	自宅療養	
A先生	3日	26日	900,000円
B先生	31日	3日	1,330,000円
C先生	27日	9日	810,000円
D先生	0日	29日	522,000円
E先生	5日	2日	260,000円
F先生	0日	25日	450,000円
F先生(長期)	0日	65日	585,000円
G先生	0日	31日	558,000円
H先生	66日	2日	1,620,000円
I先生	5日	1日	92,000円
J先生	0日	128日	2,304,000円

◆疾病休業給付（1日）
入院　8,000円
自宅療養　6,000円

◆長期療養給付（1日）
入院　6,000円
自宅療養　3,000円